

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和6年4月26日

今治市地域公共交通活性化協議会
会長 土居 忠博

1 業務概要

- (1) 業務名
朝倉地域乗合タクシー運行業務
- (2) 業務の目的
朝倉地域において、路線バスに代わる交通手段として乗合タクシーを交通事業者へ委託して運行し、移動手段を確保しようとするもの。
- (3) 業務内容・委託料等
別紙「朝倉地域乗合タクシー運行業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
(委託期間の業務実績を踏まえ、延長契約を締結することがある。)

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 今治市内に本社を有する者
- (2) 当該業務の委託契約締結までに、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定による入札参加資格を取得することができる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受け

- ている期間がない者
- (6) 国税、地方税を滞納していない者
 - (7) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
 - (8) 今治市内において、過去3年間にわたる旅客輸送実績があること。
 - (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している又は運行業務開始までに取得することができる者

4 担当部署

今治市地域公共交通活性化協議会事務局
 （今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課内）
 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
 TEL：0898-36-1514
 FAX：0898-32-5211
 E-MAIL：chiiki@imabari-city.jp

5 スケジュール

内 容	日 付
公告	令和6年4月26日（金）
参加表明受付締切	令和6年5月13日（月）
質問の受付締切	令和6年5月17日（金）
質問の回答期日	令和6年5月24日（金）
企画提案書等の受付締切	令和6年5月31日（金）
選定委員会実施日	令和6年6月14日（金）
審査結果通知	令和6年6月21日（金）・・・〈予定〉
契約締結	令和6年10月1日（火）
運行業務開始	令和6年10月1日（火）

6 その他

- (1) プロポーザル手続きの詳細は、要領による。
- (2) 当該プロポーザルは、事業を実施するに当たり優先的に随意契約を締結する権利を持つ事業者を選定するためであり、この選定により委託契約を確定するものではない。